

## 税制調査会（第26回総会）議事録

日 時：令和元年 9 月 12 日（木）14 時 00 分～15 時 59 分

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

### ○委員

それでは、第26回税制調査会を、開会します。

前回の総会では、答申の取りまとめに向けた具体的な議論を始めまして、委員の皆様から非常に精力的な御議論をいただきました。本日の総会は、前回御了承いただいたとおり、取りまとめに向けた起草会合として進めてまいります。

本日の進め方ですが、まず、事務局より答申の案文全体を読み上げていただき、その後、皆様から御意見を伺います。なお、前回も申し上げましたが、皆様から忌憚のない御意見を伺うため、今回は起草会合ということで非公開としています。ただし、いつもどおり、総会終了後の記者会見は開催することとしまして、私から記者の皆様へ本日の議論の概略をお伝えすることとしています。

また、後日、発言者名を伏した上で議事録を公表することとしていますので、よろしくをお願いします。

それでは、早速ですが、事務局より案文の読み上げをお願いします。

### ○事務局

（資料読み上げ）

### ○委員

ありがとうございます。

それでは、ただいまの答申案につきまして、委員の皆様から御意見をいただければと思います。その際、何ページの何行目についてのコメントかをおっしゃっていただければと思います。

途中で退席される方はお申し出いただいて、早目に御発言いただこうかと思います。

それでは、どうぞ。

### ○委員

まず、全体の構成にかかわる話なのですが、今から修正は難しいかもしれませんが、第一は、経済社会の構造変化です。第二に、いきなり「令和時代の税制のあり方」と言いますが、我々は平成時代の6年間にいろいろなことをやってきているので、この6年間、この税制調査会として何をやってきたのかということの振り返りが一つあってよくて、その上で、令和時代に税制はどうあるべきか。実際、積み残している課題を中心に述べるという方が良いのかなというのは構成案です。

その具体的な中身になるのですが、8ページにおいて個人所得課税の諸控除の見直しのところは個人的には書き足りないかなという面があって、瑣末ですが、例えば所得計算上の控除に著しく依存したと言っても一般には何のことか分からないので、給

与所得控除と公的年金等控除だということは具体的に書くべきだし、今、財務の方の見直しがありますので、それと併せて、では、公的年金等控除、これからどうするのかというのは積み残しの課題として本来は指摘されるべきことです。

ここの場で意見は集約されませんでした。控除のあり方としてゼロ税率であるとか税額控除化とか消失型所得控除とか、いろいろな議論があったわけですが、それは事実として、実は控除の見直しとして、つまり、人的控除を見直すというだけではなくて控除の仕方の見直しとしてゼロ税率とか税額控除化とか、そういった議論があったのだということ。これはまだ実は決まっていない、積み残しの課題であるということ。やはり明記されてしかるべきではないかと思えます。

あと細かくて申し訳ありませんが、8ページが一番下の方から働き方の多様化の状況や所得再分配の観点等を踏まえと書きながら、個人の選択に中立的な制度に向けて諸控除の更なる見直しというのは、働き方の多様化に対する対応であって再分配の観点ではないと思うので、再分配の観点からと言われたら、やはり税額控除化とかそちらの方の議論がこの後、続かないと本当はおかしいのではないかということです。全体として(1)の所得課税は我々、さんざん議論してきたので、もう少し書き足してくれてもいいのではないのかということです。

あと9ページです。これも申し訳ないのですが、ここだけなぜか参考で特出しになっています。後で残りの方で、例えば11ページとか相続税の話は文章の中にアメリカやフランスのケースがあるので、これはどちらかに統一した方がいいと思えます。だから、もし本文の中に書くというのであれば、この参考のところも本文の中に書くし、いや、海外の事例は基本的には参考だというのであれば、相続税のところも本来参考として残すか、それは統一感がないといけないのかなと思いました。

すみませんが、16ページの気候変動諸問題への対応ということで車体課税の話が出てきていますが、実は、これは5ページのところでデジタル化への対応として見直しが必要なのではないかというケースが出てきていますので、デジタル化との対応で車体課税の見直しというのが出てくるはずなので、気候変動等の「等」の中に入っているのかもしれませんが、デジタル化や気候変動への対応とか、そこは車体課税の改革の位置づけというのをもう少し明確にした方がいいと思えます。もちろん、燃料課税の強化というのも車体課税改革の一部ではあるのですが、ここはもう少し、なぜ車体課税の見直しが今、必要なのかということは明確にした方がいいのかなと思いました。

あとすみません、余り長くなると悪いので、21ページの最後です。地方税のところですが、このままなら私は個人的に要らないかなと思うぐらいで、別に今までずっと常套句で言われていることで、では、令和時代の地方税のあり方は何なののだということについて全く答えていないわけであって、これはどちらかという、これまでやってきたことを単に教科書的に述べて羅列しているだけだし、では、外形標準課税、今のままでいいのかとか、固定資産税、本当に今のままでいいのかとか、こういった議論が何

か課題として提起されていないので、ここは少し見直した方がいい。

私、個人的には正直ベースで、今、地方税、人口減少は激しいですし、偏在性もあるわけですから、地方税が極めて令和の時代あるいは経済のグローバル化やデジタル化に必ずしも即した体系になっていないというところ、その辺の課題を列挙する方がまだ素直でいいのかなと思いました。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、

どうぞ。

#### ○委員

どうもありがとうございます。

幾つか論点をご指摘させていただきます。

まずは7ページのところですが、人口減少・少子高齢化への対応ということで、この議論の中で14行目以降ということになるのですが、所得税、19行目以降、法人税ということが多分暗示していると思うのです。この法人税の20行目のところは国際競争力の影響とあるのですが、あわせて立地競争力というか、その辺も指摘してもいいのではないかと思います。

消費税については24行目のところですが、税収は景気に左右されにくいとありますが、比較的とか、そういうような文言を本当は入れた方がいいのではないかと思います。

最後、30行目のところですが、消費税の役割が一層重要になっているとありますが、もし、付け足すとすると、例えばタックスミックスの視点からとか、財政の持続性の視点からとか、そういう説明を少し加えた方がより強い印象になるのではないかなと思います。

企業年金とか個人年金等に関する10ページのところになりますが、そもそも高齢化に伴う資産形成の重要性というようなものをもう少し織り込んでもいいのではないかなと思います。

同じく10ページ目の後半部分で21行目以降になりますが、退職後の生活への計画的な準備とありますが、そこに限ることなく多様なライフコースというのでしょうか、この辺をもう少し説明をしてもいいのではないかなと思いますし、適切に支援していく観点からというところの中で利用者視点、例えば国民の視点に立ってというか、より分かりやすくトータルな資産形成を支援するというようなことをもう少し入れた方がいいのではないかなと思います。この辺については、様々なものが乱立している部分ですので、より利用者の視点に立って分かりやすくという姿勢、メッセージをより強く出した方がいいのではないかなと思います。

11ページの19行、いわゆる「老老相続」というところですが、資産移転が進みにくい状況になっているとありますが、それに加えて、例えば経済の活性化への制約になっている面もある、そんなコメントも付け加えてもいいのではないかと思います。

同じく12ページですが、こちらの資産の早期移転に関して7行目以降ですが、この扱い、いろいろ難しい部分があると思います。各種の贈与税と非課税措置が設けられている。ここに問題があるのは事実ですが、一方で、「老老相続」の中で言うと、この高齢者からある程度若年層に資産を移転することによって、リスク許容度の高いところへ資産が動くことによる経済の活性化効果というものもやはりあると思いますので、こういう論点は少し並列的にする必要もあると思います。もちろん、問題があるということは主張しつつも、そういう経済の支援効果というのでしょうか、これを両方考えた上でどうするのだというような視点もやはり必要なのではないかと思います。それに伴い、資産の移転に伴う成長戦略というような観点もここでは言う必要があると思います。問題も指摘しつつも両立する必要があるのではないかとというのが私のコメントです。

15ページになりますが、23行目のところに底辺への競争と言われる、いわゆる法人税の引下げ競争の問題が出てきていますが、これは私のあくまでもコメントといたしましょうか、意見ですが、こうした状況の中で引下げ競争に歯止めをかけるべき国際的協調を促すこともやはり重要なのではないかと、そんなメッセージがあってもいいのではないかとと思う次第です。

私の意見は以上です。どうもありがとうございました。

#### ○委員

ありがとうございます。

次、お願いします。

#### ○委員

では、手短に。最も言いたいことの一つは、総論として何を議論するかということですが、5ページ、財政の構造的な悪化ということですが、そもそも我々がどういうスタンスで議論するかという土台の部分ですが、5ページの今言った財政の構造的な悪化、この書きぶりは要するにバブルがはじけて財政が急速に悪化した。それから、今、経済状態がよくなっているのだが、つまり、GDPギャップがプラスに転じてもまだ赤字が生じていると。

歳入は、ざっと書いてあって、6ページの上のパラグラフですが、税収の増加が続いてきたものの、まだ足りないのだという言い方、言いぶりなのです。歳出には社会保障が増えてきた。だから、歳出、歳入も両方とも問題があるという言い方ですが、これ自身、間違えというよりも、もう少し考えてみると、安倍内閣になってデフレが克服されて、それなりに税収が増えてきて、やはり平成2年の税収を超えたというのはそれなりのことだったと私は思います。

したがって、実態としては何が問題かという、それなりに経済が回復してきて税収が増えたが、それよりも歳出が増えてしまった。つまり、拡大する歳出に歳入が追いついていないのが問題なのだと、だから、税制調査会としては社会保障と税の一体改革を考えなければいけない。そこで消費税が出てくる。そういうストラクチャーだと私は思います。この文章に反対というよりも、税制調査会で過去を振り返ったときに歳入も歳出も問題なのだと、だから、両方直さなければいけないという議論を立てるのか、そうではなくて、やはり歳入はそれなりに強く肯定しているわけではないですが、歳入の増加を超えて歳出が伸びている。したがって、一体改革が必要だ。その一体改革という言葉が私はあるべきだと思います。

それに続いて、地方の方は先ほど他の委員がいろいろ議論されましたが、この地方の部分というのはコンテンツ的には、要するに何を言いたいかがよく分からなくて、議論として私の流れとしては、だから、一体改革が必要なのだ、背後には消費税の流れがつながるのだ。それを区切った後で、地方においてどういう問題が起きているのかというのを書くべきだと思います。比較的、私は重要な点ではないかと。

あとは足早に行きます。これも先ほど指摘された点で8ページの(1)個人所得税における諸控除。これはいきなり所得計算上の控除と人的控除と出てきて、我々、さんざんやりましたからおなじみの言葉ですが、おそらく読む人はついていけない。少なくとも給与所得控除などの所得計算上の控除という言葉は要るのではないかと思います。

9ページの企業年金・個人年金等における公平な税制の構築ですが、いきなりこれは非課税枠の枠管理ばかり出てきて、しかも、参考の括弧などは要らないと思いますが、これも他の委員が触れられましたが、老後の生活をどうやって支援していくか、そのためには税制適格年金、税制適格貯蓄が大切ですよと、そういうこと、その制度を分かりやすく作りましょう。その際、枠管理が重要ですよということで、他のところと比較しても、各国の枠管理について書く必要はないと思います。

あとは時間、これ以上、占領することはできませんから最後にしますが、13ページ、法人税のところがかかれていますが、いろいろ今までやって外国子会社の配当益金不算入とか、課税ベースの拡大と書いてあって、そういうことなのかなと。13ページの18行目から、いよいよ締めくくりでどう書くかですが、こういうことをやってきて、法人税の負担構造を改革することで、利益を上げている企業の再投資力を増大させるとともに、収益力改善に向けた企業の取組を後押しした。だから、今後、どうするのだ。支援してきたので、今後は例えば設備投資をして企業財務等あるいは企業のパフォーマンスを向上している企業に対しては一層の支援をしたいとか、だから、今後何をしたいのかというスタンスは必要だと思います。

長くしゃべってすみません。以上です。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いします。

## ○委員

私は素案全体において特に大きな異論はありません。大変重要な課題がきちっと指摘されて、目指すべき改革の方向が明快に示されたバランスのとれた素案になっていると思います。

幾つかポイントだけコメントをさせていただきます。9ページ、前回、大変すばらしい先生方の海外調査のことも含めて報告されましたが、それに基づいて、私が関心のあるのは、やはり9ページの真ん中あたりに書かれていますように諸外国の調査から学ぶところでは、拠出、運用段階では非課税としながら、給付段階で年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に課税とする例が多くなっている。これに対して日本の場合は、10ページの頭にも書いていますが、やはり拠出、運用、給付の各段階を通じた適正な税負担のあり方の検討、私は全くそのとおりでと思います。

具体的に言いますと、給付の段階で日本は一部に対する課税であって、やはり勤続年数が20年を超えると、控除が急増する点だとか、最後に課税所得の計算で2分の1を掛け合わせて最終的な課税所得を算出していく2分の1というのがなぜ2分の1なのかという点について合理的な説明がいまひとつ、歴史的には何か経緯があったのかもしれませんが、結果として非常に年金に対する課税所得が縮小するような形になっているところを、きちんと給付段階で適切な課税をしていく方向に踏み出す議論をすべきではないかというのは、私もそのとおりでと思います。

また、同様に10ページで金融所得課税について前回も発言いたしました、きちんと書き込んでいただいたのは大変よかったと思います。

次に、14ページ、15ページで国際課税、現在、デジタル化に伴う国際課税ルールの見直しというものが行われておりますが、予見性の高い制度で行くべきだと、15ページの真ん中あたりには日本として予見性の高いルールの形成を求めていくべきだ。そのとおりでと思いますが、他方で、やはり基本的には課税権の国際的な配分の見直しの議論が本質だと思いますので、きちんとフェアな課税権の国際的な配分を求めていくべきだという点、非常に重要なポイントだと思います。

同時に、やはり気になるのは、日本の税制調査会において、このOECDの議論を見守るべきであるというニュアンスのように聞こえてくるわけですが、日本としてどう考えるかという視点をもう少し打ち出されてもいいと思います。

具体的に言うと、三つほど、今、ルールがそ上にのせられ、議論されていますが、それが日本にとって税収配分上、どういう影響をもたらす可能性があるのかや、日本の経済あるいは日本の産業あるいは具体的に言いますと企業に対して法人課税上、どういう影響が及んできそうなのか、様々なシミュレーションも既に出ていますし、コペンハーゲン・エコノミクスの試算が有名ですが、これによりますと、結構製造業も実は

課税対象になって、そして、税収がいわゆる市場国と呼ばれるところに配分されていく可能性というのが指摘をされています。日本は製造業中心ですし、これはGAFAの問題だというように一見理解されがちですが、実は製造業もこれからデジタル化していく中で非常に重要な問題になってくるという認識が必要だと思います。

最後に、16ページ、気候変動の問題、これも、きちんと書き込んでいただいで非常によかったと思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いします。

#### ○委員

ありがとうございます。

私の方からは、全般的にいろいろと御考慮いただきまして、大変ありがとうございます。

あと、少し細かいことですが、まず15ページの6行目、今、いろいろとお話がありました市場国における活動の中で「利益を操作できるような場合」というのが、「操作できるような場合」という言葉が結果として多くの多国籍企業がついついそちらに行ってしまうというような誤解とかイメージを持たれるのもちょっといかがかなということがありまして、例えば「利益が抑えられるような場合」などとか、何か少し柔らかい表現が考えられればありがたいと思っています。そうすることによって、当然、そういうことはいろいろと公平、公正にやらないといけませんよということとは十分分かっているわけですが、無用な誤解が少し避けられればということが一つです。

もう一つ、同じページの28行目ですが、この合意内容を日本がいろいろな形でリードしていくということに関しては賛成ですが、「合意された後、速やかに」という言葉が企業として、いろいろな細かい合意した後の実際の手続、こういうときはどうかという詳細な議論が少し省かれるリスクというおそれがありますので、いい言葉がなかなか浮かばないのですが、「いろいろな実態を踏まえながら速やかに」とか「円滑に」というような、「遅れることなく着実に実施していく」というような、そういう言葉をきちんと入れていただくと、そこにやはり合意した後、展開するときには各国との調整だとかいろいろな企業間、国際課税の中での特にデジタルの時代になるとそういうものが出てくるので、表現がここで「速やかに」という言葉だけだと、まず包括的にぼんとやってみてという形で、そこからいろいろ調整という形になったときのリスクが少しあるように感じています。

次は、少しまた細かいことで申し訳ないのですが、17ページのちょうど4行目のところ、ここは先ほどからも車体の課税とかエネルギー問題、特に気候問題に関して非常に皆さん関心を持っておられますが、従来のこの4行目に入っていくところは自

動車関係諸税等についてという後に、国・地方の財源を安定的に確保していくことを前提にという一つ前に、これは当然、そういうことでしょうが、従前の政策の意味とか関連することの意義、関連している制度、そういうものと比較衡量というものも十分に踏まえて、それから、そのバランスをとった国・地方の財源の安定的な確保、この二つのことが大前提で、そういう課税のあり方についてということだと思いますが、次に、中長期的な視点に立つということだけだと財政だけのような感じがしますので、実はこれはエネルギー政策だとか産業政策に大変大きな影響を与えるので、「産業政策等を含めた総合的で中長期的な視点に立った検討を行うことが求められる」というような表現がここには適切ではないかと感じます。

ずっと飛びまして、22ページ目の3行目から4行目のところで、法人事業税の外形標準課税というのは応益課税の原則、税収の安定化という観点では特に異存はないのですが、ここは、実は非常に現在デジタル化が進む中での例えば事業所のあり方、各地方における事業所のあり方とか、今、ものすごい勢いで構造変化が進んでいます。ですから、例えば非常に大きな工場を持っていてもほとんど空洞化していて、ただし、社会的責任上、そこの人たちの雇用は維持しないといけない。特に製造業においては大変多くの人を実質的にはアイドル状態であっても、そこで御家族とか皆さんいらっしゃるんで、例えば1万人の工場の場合、あと家族を入れると2万人とかそういう人たちの中で、働き手の方たちは実際にはその中の1,000人とか2,000人、多いときには3,000人という規模でいろいろな地方に散らばって行って、実際にはほかの工場の仕事をしていることもあります。

そういうようなかなりの空洞化が起こる構造的変化、大きな産業の構造的変化が起こっているときに、単に人数だけとか、そこに所属する人数だけというよりも、その工場の付加価値とかいろいろな外形課税するときの基準をもう少しきちんとしていかないといけないと感じまして、この段階で、そういう意味では例えば4行目のところは安定化の観点等を踏まえて更なる議論を進めていくことが求められるということで、もう少し中身の課税のあり方とかを少し議論できるように考えていただければありがたいと思っています。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

#### ○委員

ありがとうございます。

こういう報告書なので非常に格調高いつづり方になっているのはよく分かるのですが、時代のキーワードが余り入っていないのです。例えばデジタル化とかネットワークと論じるときにSociety5.0であるとかIoTとかAIとか、ICTはたくさん出てくるので

すが、IoTは一つも出てこない。今、問題になっているというか課題になっているのは、いかにIoTを使いこなすかとかAIに代替させるかという部分が大きなテーマではないかと思いますので、書くときにもそういうキーワードを入れていただけないか。そうすると、環境問題などでも、やはりSDGsは今、世界的に外せない問題ですし、あるいはD&I、これは中も外もそうですが、いろいろな意味でのD&Iであるとか、そういう時代のキーワードをもう少し盛り込んでいただけると令和のという提案が心に響いてくると思いました。

もう一つ、納税環境で利便性の方は述べられているのですが、セキュリティーについては全く述べられていないです。やはりセキュリティーというのは納める側からすると、とても気になるところではないかと思います。あるいはプライバシーとかですね。ですから、そのセキュリティーについても記述をしていただけると、いかに確保するかということが大事だというようなことを少し入れていただくといいと思います。その辺はどんな社会をつくりたいのか。私は税収についても財政についてもそうですが、セキュアな社会というのがどういう形なのかというのを一生懸命議論していると思いますが、どんな社会を作りたいかがにじみ出てくるような表現を入れていただけるといいと思います。

先ほど他の委員もおっしゃられましたが、6年間の成果の部分です。政策評価まで踏み込むのは難しいと思いますが、この成果、法人税を下げたどうか、そういう成果の部分をもとめるコーナーもあった方がいいかと思います。

最後ですが、多国籍企業の書き方についてですが、今、ネットの中で情報が時間、空間を超えて、国境というものにとらわれない活動の中で、そこにもう一度、国境、国を持ってこようとするBEPSの議論とかG20などでもその辺、すごく苦労していたような気がするのですが、もう既に無国籍というか、超国籍というのか、よく分かりませんが、概念が固定されている多国籍企業という言葉をあえて使わない表現というのも工夫してみる必要があると思いました。

何ページの何行目というような具体的なことではないですが、全体の印象で申し上げます。

#### ○委員

ありがとうございます。

次、どうぞ。

#### ○委員

文について3点のみ申し上げます。

5ページの18行目、当該国という表現が分かりにくいです。例えば顧客の所在地国といったような表現があり得るかと思いました。

13ページの4行目です。拡充という言葉ですが、すぐ上のところで99%をカバーするというを言っていることとの関係では、条約の数を増やす必要にはつながらな

いはずです。内容を進化することが大事だと思いますので、そのことを含意する言葉としては、充実とか質的充実といったような言葉の方がよろしいかと思いました。

17ページです。納税環境の整備について柱を立てられたこと、高く評価したいと思います。それから、(1)の基本的な考え方で述べていることと、18ページ以下の(2)(3)との対応関係が、少しつながりが読み取りにくく思います。対応関係をもう少し明示するような記述を工夫していただければと思います。どうしてそう感じるかと言いますと、(2)のところはかなり長くて、しかも①②が国税、③が地方税というように分節しています。さらに20ページの(3)で別な話になります。間に入っているものが少し長くて読みにくい感じがありますので、どういう具合に(1)の基本的な考え方とつながっているかを明示していただければ、ありがたく存じます。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、お願いします。

#### ○委員

答申ということで、今朝、平成25年に安倍総理から諮問が出た諮問文というのをもう一回、読み直したのですが、我々に要請されたのは、民需主導の持続的成長と財政健全化を両立させながら、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現する、こういうように書いてあるのです。

全体、大体カバーされていると感じますが、やや安全・安心に比べると、強い日本、強い経済というところについて、もう少し構成を変えれば少しニュアンスが変わってくるという印象を受けました。

例えば、4ページの24行目に無形資産という言葉、恐らく税制調査会の文書で無形資産という言葉が出てきたのは初めてかもしれませんが、実は我々も職場で昨日、無形資産というのはひょっとしたら令和経済のキーワードになるのではないかと、企業の価値とか評価とか税制とか会計とか企業のレーティングとか、そういうものは恐らくキーワードだと思って、最初に出てきたのでわくわくしながら読んだのですが、後ろに行くと、どちらかというところ今のGAFAMみたいな課税逃れの的などところについての話に終わってしまっているのです、そこは少し構成を変えてもらえば何とかなるのではないかと。

12ページから始まるグローバル化と法人課税というところですが、ここも必要なことは書いてあると思いますが、見出しがグローバル化と法人課税ということなので、もう少し日本経済を強くするための攻めの税制改革もやっている。先ほどから出てくるような法人税の基本的な税率も変えましたし、そういうところはやっているのですが、あと少し足りないところと言えば、先ほどから議論が出ていますが、租税特別措置のところの書き方で、原則、時期が来たものはやめて、やはり日本経済の生産性を高め

るとか、競争力を強めるような集中的な分野に租税特別措置を活用していくというような書き方をすれば、総理からの諮問に対して日本経済が強くなるというところについて、税制調査会としても目配りをしているというような話になるのではないかと思います。

○委員

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

○委員

私からは二つあります。一つは今まで一部の委員の方からコメントがあったことですが、やはりできるだけ多くの人にこの答申を読んでいただきたいと思いますので分かりやすいような表現を使って頂きたいと思います。これは単語にしてもそうなのですが、例えばICTという言葉、普通の人々がどれくらい知っているかというのもあります。ICTと書かずに情報通信技術と書けば誰でもすぐ分かりますが、税制のことになると表現も難しいですが、できるだけ多くの人々が分かりやすいような言葉とか表現をバランスよく使っていただきたいと思います。それが一つ目です。

二つ目は、一点目の非常に一般的な話から非常に細かい話になって恐縮ですが、7ページの22行目から消費税についての説明についてです。先ほど他の委員から税収は景気に左右されにくいという指摘もあるのですが、その前のところで「消費税は勤労意欲に中立的」という表現に関するものです。

非常にテクニカルになりますが、以下2点指摘させてください。

消費者理論に基づくと、均一税率の場合の消費税というのは貯蓄を所得から控除したときの比例所得税と同一になります。したがって、ここでの「勤労意欲」を「労働供給」と捉えれば、消費税は明らかに労働市場をゆがめることになります。「このような細かい点はどうでもいいのではないか」という議論もあるかもしれませんが、税制の答申はよく財政学の教科書に引用される文章ですので、下手すると大学の授業で「実を言うとね・・・」という材料に使われかねないというのも危惧しています。

あと少しで10月ですから、これについてどうこう言うつもりはないのですが、軽減税率によって商品間の選択には大きなゆがみが生じることは避けられない状況です。したがって、消費税の中立性を余り強調されると、特に専門家から見たときは、「あれ？」ということになりかねないと思いますので、ここは気をつけて、中立性という言葉を利用された方が良いでしょう。

以上です。よろしくお願いします。

○委員

ありがとうございます。

次、どうぞ。

○委員

最初の方に手を挙げたのですが、お待ちしている間に意見が倍増しましたので、お話しさせていただきます。

最初、表紙のところなのですが、タイトルはこれで確定ではないのかもしれませんが、この案だと余りにも平板なタイトルだと思います。やはりせめて第一部と第二部の二つを合わせれば経済社会の構造変化と令和時代の税制のあり方ということで、今年出すということが後々の将来からも、今年に出したならではのものであるということがうかがえるようなタイトルにさせていただきたいというように思います。私からすると、「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」というタイトルの方がいいかなと思います。

他の委員の方々もおっしゃっていた、第一部と第二部の間に最近の6年間の経緯を踏まえた方がいいのではないかというのは、私もそのとおりで賛成なのですが、書き方が難しいなと思うのは、まず我々がそこまで6年間の税制改正を主導してきたと言えるのかという問題と、もう一つは、消費税が引き上げられて法人税が引き下げられたということが間接的に浮かび上がってきて、私、それがいいと思っているのですが、うがって見る方は消費者冷遇で企業優遇みたいなような勘違いをされるということで、その勘違いが誘発されないようにまとめていただけるとありがたいと思います。

6ページの4行目ですが、個別間接税の廃止というのは、この書きぶりだと平成元年に消費税が創設された後の話というようなニュアンスですが、私のイメージで言えば、やはり消費税創設とあわせて個別間接税が大幅に廃止されたという理解ですが、ここで言う個別間接税の廃止というのは消費税導入後に税収を減らすというニュアンスで大々的に行われたかと言われると、少し私の記憶が定かでないというか、そういう認識を持っていないので、書くとなると、個別間接税の廃止は消費税の創設と合わせた形で書くか、ないしは消費税創設後ということであれば個別間接税の廃止ということは入れなくていいのではないかというのが一つ。

それから、同じ6ページの6行目に景気回復で税収が増えたことと併せて、消費税率が8%に上がったというのが平成30年の税収を増やしているもう一つの大きな要因だと思いますので、景気回復が続いたことや消費税率を8%に引き上げたこと等もありというように書くというのものもあるのかなと思います。

7ページの最後の30行目、一層重要になっているというのはそのとおりで、ただ、そういう認識が必ずしも国民に浸透していないという面も私はあると思ひまして、最後にもう一文、そうした認識の国民への浸透が更に求められるとか、そういう文章があるといいと思います。

9ページですが、先ほど参考は要らないという意見もあったのですが、私は必要だと思っています。これは極めて重要なインフォメーションだと。

枠管理の話がいきなり出ているというのはそうなのですが、10ページの方でも指摘されているように、様々な制度が並立しているという状況を国民にとって分かりやす

くするには、枠で共通化するという方法があって、制度を統一化するというのもいいのかもしれませんが、それぞれの個別理由があって制度がそれぞれ存立していますから、なかなか並立して多くある制度を年金や貯蓄の仕組みが林立している状況をいきなり統一するとか、分かりやすくするというのが難しいということであれば、非課税拠出枠を統一化して、その枠の中にいろいろな仕組みがあるが、どの仕組みで幾ら使ったかということを積算していくと、結局、限度額管理という話になるという意味において、それが分かりやすく説明されているのが（3）参考であるというように思います。そういうニュアンスが分かるような文章を本文に付けていただけると参考も生きてくると思います。

10ページのところで16行目ですが、関係する税制の包括的な見直しとありますが、実は、この案文の中に公的年金等控除という文言は一言も出ていないことはPDFを検索して発見していますので、少なくともこのあたりに公的年金等控除を含む関係する税制というような書き方にしていただけるといいと思います。

同じ10ページの21行目は関係する税制を整理していく必要があるという話になっていますが、資産形成が貯蓄優遇ととられると、金持ちを優遇するのに加担しているみたいな誤解を招きかねないので、分散投資を促すというか、ライフプランを作る上で分散投資とか、こつこつ毎年積み立てていくとか、そういうことが大事かどうかがあるような文言をこの本文に付け加えていただけると、当然、そういう税制が必要だと見てとれると思います。

13ページの24行目のEBPMですが、この取組は私も大切だと思いますが、そもそもEBPMをするためにはエビデンスが分析できる状態をつくっていかなければいけない。つまり、データをそもそもきちんと整えてエビデンスを見つけ出すということが必要なので、エビデンスを見つけ出すためのデータの分析環境の整備、それがまずないと、そもそも租税特別措置をEBPMでという話にならないと思います。

16ページは気候変動問題への対応ですが、例の長期戦略には横断的に実施するということも書かれています。その中に税制も含まれているので、何で長期戦略の話がここでいきなり出てくるのかというように思われても困るので、31行目に、「としている」という文章の後に、その対策には税制も含まれるというような言葉をつけ加えると、ここは税制とも関係は深くあるかどうかはいろいろありますが、関連性、なきにしもあらずというようなどころだと思います。

「CASE」の話が自動車関連諸税の話と関連するのは分かるが、保有から利用へのシフトというのが税制改正大綱でも書かれていて、自動車関連諸税はそちらの方へシフトしていくということを経済政策として打ち出している。そうならば、やはり利用に比した税負担ということになれば、道路損傷や環境損傷に対する対価として自動車ユーザーに御負担をお願いするという方向性になるということだとすると、そこで環境損傷への対価という話と気候変動問題への対応という話が重なってくるということだと思

います。

ですから、それがまだ自明ではないのかもしれませんが、私としては、ここでうまくまとめていただいていると思っておりますが、もう少し読者といたしましょうか、結局、何で自動車の話とこの話がこんなところで一緒に書かれているのか分からないという御疑問が出てくるのはあり得ると思っておりますので、その疑問を少し分かるような形で書いていただけるといいと思っております。

最後になりますが、22ページの地方の話で、25行目に結んであるわけですが、何人かの委員が、結局、この話というのは、あえて書くまでのものなのかという御議論があったので、せっかくここまで書くということであるならば、私は何か国に制度改正を要望しているというような感じで書くというよりは、住民からも本音としてこういうような地方税財源の基盤構築というのが大切だということに住民の人たちも腑に落ちた形で理解しているというボトムアップ的な雰囲気を感じられるものになると思っております。省庁間でこういうようなことを言っているだけの話ではないということです。

ですから、最後、25行目の末尾で、もう一文、付け加えるとすると、そうした必要性を住民にも認識してもらえようような努力が求められるというような文言があると住民の方々にもこういう理解をしていただいた上で、そういう基盤構築が必要だという話になると思っております。

以上です。

#### ○委員

それでは、どうぞ。

#### ○委員

私は二点ほどあるのですが、13ページ目の租税特別措置について、先ほど見直し廃止というお話があった。先ほど他の委員も言われたとおり、ここにあるEBPM、しっかり検証する必要があると思うのですが、少なくとも、この場では検証してはいないですね。その検証がどこでどう行われるべきなのか、しっかりやった上で結論を出すべきだと思うのです。ここで言うことは、それが必要であることと、ゼロベースで見直していくことを言うのが大事だと思います。私としては、ここに出てくるゼロベースで廃止を含めた見直しということであれば、ゼロベースで恒久化や廃止を含めたということも当然議論すべきだと思います。

一番最後に、可能な限り廃止、縮小ということが前提として出てきますが、少なくとも適合条件や使いづらさなどの原因を検証した上で可能な限りといったような配慮が必要ではないか。どうしても、まず、いいものではない、早くやめろというようなベースでここでは議論されているような気がするのです、やはり公平にしっかりとした検証が必要だと思います。それはぜひやっていただきたいと思っております。

19ページ目の電子帳簿等保存制度の見直し。前回も言ったのですが、エビデンスを

保存する話と、それを帳簿にどうリンクして生かすのかという二つの話について、やはり全ての企業にとって、企業の業務プロセスの簡素化や効率化につながる作業ではないと思います。

ですから、最後の例えば26ページ、このようなICTの活用によりという文面から言うと、全ての企業が業務プロセスの簡素化や効率化のためにこういうことをやれというようなお話になっていると思うのですが、まず、その前提として企業等の実務、実態を踏まえた上でということを入れていただいて、このようなICT化の活用により、企業等の業務プロセスの簡素化、効率化といったようなもので電子帳簿保存法の見直しを進めるべき。まず、そういった前提を確実に入れていただきたいと思います。

この部分で17ページ、18ページ、19ページは、個人の申告の話と企業の申告の話が両方一緒に出てきているのでイメージがしにくいと思います。企業の申告と個人の税務申告とかなり違うところがあると思います。その中に、なおかつ、インボイス制度があるので、これは電子でということが無理やり入っているので、もう少し整理をした方がいいと、現実的にその後につながると思います。

以上です。

#### ○委員

ありがとうございます。

あと15分なのですが、6人の方がいらっしゃいますので、時間が足りないと思いますので、少し延長させていただきます。

それでは、お願いします。

#### ○委員

では、ごく簡潔にですが、全体にいろいろな御意見が出ていますので、まだ練っていくということかと思いますが、6年間の活動が簡潔にポイントを押さえて書かれているというように思います。

20ページですが、こちらの3行目のところに税務手続の電子化が結果的に地方公共団体ごとに異なる様式の統一化、社会的なコストの低減につながるということを書きいただきました。今あるものをそのまま機械化して省力化したというだけではなくて、それを超えて効率化、それから、使いやすさの向上をもたらすということがICTの特質ですので、それが促進されるということ表現していただいて良かったと思いました。

#### ○委員

よろしいですか。

それでは、どうぞ。

#### ○委員

どうもありがとうございます。

全体を今、お聞きして、これで非常に良くできていると思うのですが、お話を伺って

いて、ちょっとだけひっかかったところを二点だけ感想を申し上げさせていただきます。

一つは、7ページの最後の「人口減少・少子高齢化と経済グローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている」。非常に曖昧に書かれていますから、多分、読み手によって随分違うのだと思います。私は、これは消費税をもっと上げた方がいいという議論に読めますし、そうではない方は既に消費税は非常にウエートが高くなっているので税収が多い。曖昧に書いて読み手にいろいろな期待感とか反感を持たせるのも一つのあり方なのですが、先ほど誰かがおっしゃったように、もう少しここは正確に書いておいた方が安心かな。おそらくおっしゃっている意味は別に今後上げていくという意味ではなくて、今の段階での税収だとか安定性とか、そういう意味で非常に重要だと思います。

もう一つ、お話を伺っていてひっかかったのは16ページの気候変動問題への対応というところで、第一パラグラフでは、いわゆる環境税の話に触れていて、第2パラグラフのところでは、いわゆる保有から所有への変化みたいな話になっていて、最後にそれをまとめて財源を安定的に確保していくことを前提に重要であるという、読んでいてすごく違和感があって、問題の重要性ということもあるのですが、環境税をどこまでこれから議論していくか。まさに非常に論点があるところではあるのですが、非常に重要な問題で、しかも、そこでポイントになるのは税収ももちろん重要なのですが、税収以前の問題として、いわゆるインセンティブです。

つまり、環境コストをどれだけ民間の人々が意識しながらやるかどうかという話で、それと多分所有と保有の話というのは全然違うものですから、限られたスペースなのでまとめて書かなければいけないからここに書いたということであれば、それは仕方がないのですが、タイトルの書き方だとか少し工夫されると、特に個人的にはどういう結果になるかは別として、この環境の話というのは、いずれにしても令和の時代になってくればより重要な問題になってくると思いますので、そここのところは分けて書くといいかなというような感想です。

#### ○委員

ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

#### ○委員

4点、手短に申し上げます。

まず、9ページの18行目ですが、また、諸外国では運用、抛出段階、非課税としという文章です。そもそも、なぜ枠管理があるのかということのを少し考えていただきたいのですが、これは所得課税の原則とは違う、つまり、それは老後を支援する、財産形成を支援するような税制だから、その利益というものを枠で制限しましょうということになっているのだと思います。

この文章、基本的にとというのが最後にあることもあって、いかにも支出税的などころが見えるのですが、決してそういうことではなくて、一定の枠の中でということなので、できれば、また諸外国では、このように設けられた枠の中でとか、一定の限度の中でこういう措置が行われているというように一言付け加えていただいたらいいと思います。

二点目が10ページです。これは先ほども御意見がありました、6行目以下の退職給付のところ、まず退職給付が一時金払いか年金払いによる取扱いが大きく異なる。ここのところは例の2分の1控除のことを言っていると思いますが、これはおそらく累進税率のもとで長い年月にたまったものが累進課税の対象になり重い課税を受けることは良くないという、要するに長期譲渡所得や一時所得と同じような発想という感じがするのですが、この大きくという表現がいいのか悪いのかということで、特に意見はありません。確かに2分の1は大きく違いますから、大きく違うというのはそれでも結構だと思います。

この後ろですが、勤続期間が20年を超えると控除額が急増する。これは一時払いのときだけの話です。要するに退職所得控除のことをおっしゃっていると思いますが、この急増するという表現、事実を確認しますと、勤め出してから20年目までは1年当たり40万円である。21年目からはそれが70万円になります。ただし、21年目から最初に戻って70万になるのではなくて、21年目から単に70万になるというだけのことなので、これが急増という表現が適切なかどうかは疑問です。1年当たりの控除額が増加するとか、その程度のことではないかと思えます。

その次です。転職に対して中立的ではなく、これは転職をしても例えば勤続年数を引き継がせるといった方法はやはりあり得るわけで、むしろ、給付のあり方に対して中立的ではなくというように書くほうが中立的というか、正確ではないかと思えます。転職というよりは給付のあり方に対して中立的ではない、ということではないかと思えます。働き方の多様化を想定していない、ここのところは特に異論はありません。

その次の10行目からのパラグラフですが、最後の12行目、多様化を含めた検討のところ、例えば丁寧なとか、そういうような言葉を少し補っていただいて、ここは公的年金控除に含まれるような退職給付のあり方も含まれますから、そういう場合には先ほどの議論が出てきますので、ここはいろいろな状況を見て丁寧に議論しましょうということで、丁寧という言葉を入れていただくと非常にありがたいです。

以上が二点目です。

三点目以降はすぐに済むことなのですが、三点目として、15ページの28行目ですが、解決策が合意された後という限定ですが、ここのところはもう少し緩めて、合意があったらとか、もうこの解決策が合意された後を削るとか、そういうことも考えていいと思います。要するに2020年末の段階で少なくとも第2の柱については、何か明確な一つの解決策が出るかどうかということとはよく分からないですし、それに本当に従

うのがいいのかどうかということも判断の余地があるかもしれません。

逆に、現在、欧米諸国だけではなくてインドなども発展途上国も含めて、第二の柱にはいろいろな国が一方的措置をとっていて、それが心配だから、こうやって一生懸命合意しましょうというように議論をしているわけです。日本にそのような一方的措置の議論がないことはひとつの特徴ですが、それは別として、この解決策が合意された後というのは少し違和感があります。速やかに、は先ほど他の委員もおっしゃったように取るということには賛成します。

最後は、もう本当に細かいこととかいうか大事なこともかもしれませんが、21ページのところで9行目からです。こうした国外取引やタックスプランニングに関わらず、税務当局が課税環境の判断に必要な情報を求めるための制度や、その導入のあり方については、ここのところなのですが、要するに課税のための情報をどのように得てくるかというところの考え方として、この文は当局を主語として考えていますが、この一つ前のところ、例えば20ページの28行目を見ると納税者の協力を得てというように書いています。申告納税制度は、基本的には納税者が情報を出し、それを税務調査で補うというのか、足りないところがあったら、それは聞きに行くという意味で、両者で進めるということではないかと思います。これが申告納税制度の考え方なので、ここのところは、納税者の協力のあり方も考えるということを少し入れていただくとありがたいと思います。

あとは非常に細かいことですが、21ページの6行目、MDR、Mandatory Disclosure Rulesではないかと思うのですが、文章を検討していただければと思います。

以上です。

#### ○委員

確かにそうですね。

次、お願いします。

#### ○委員

全体としてはよくまとまっていると思いますが、ごく簡単に三点、述べたいと思うのですが、一つは他の委員もおっしゃられましたが、地方税のところと少し国税のところと感じが、受ける印象が違っていますので、やはりどういう課題があるのかとか、そういったところについて地方法人課税とか地方消費税のところなどを中心にもう少し書いていただいた方がいいと思いました。

9ページのところは、全体として、やはり老後の生活を支援するというところがもう少し前のところに書かれていることが必要ではないかと感じました。

最後ですが、17ページのところで、デジタル化においていろいろな取組を進めていくということで、25～27行目のところで納税者や税務当局における税務関係手続の流れを大胆に見直す業務改革の視点が重要であると書いてありますが、かなりこういったことはスピーディーにやっていかなければいけないのではないかとということで、も

う少しこういった公平性、公正性、納税者に納得感を持っていただくためには、スピード感を持ってこういったことをやっていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員

ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。どうぞ。

○委員

すみません、1点、マイナンバーとそれに関連して税制についてです。マイナンバーについては19ページの1～6行目に出てくるのですが、これは非常に不人気なので、ここに出された事情もよく分かります。が、マイナンバーは、納税者番号として、普通の先進国では三、四十年前に入れていていること、日本は三、四十年遅れているので、それに一生懸命、追いついているぐらいは、国際比較として書いてもいいと思います。

海外の研究者に、日本が数年前にマイナンバーを入れたと言ったら、真顔でどうやって所得税をかけているのかと聞かれたので、これぐらい書いてもいいと感じています。これは7ページの消費税のところにも関わります。日本よりずっと先に番号制を入れている国がそれでも所得の捕捉が難しく、所得税と合わせて消費税を使っているわけです。そういった国際的に見れば常識のことが知られず、マイナンバーはプライバシーの侵害で何の理由で使っているのか分からず、消費税は不人気という現状ですので、国際比較でも入れて和らげて書かれた方が、せっかくの機会なのでよろしいのではないかと思います。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。いいですか。

基本的に議論したことのまとめですので、議論していないことをどこまで入れられるかはなかなか難しいところですが、考えてみます。

ありがとうございます。本日も答申の取りまとめに向けて、委員の皆さんに精力的な御議論をいただきました。本日いただいた御意見を踏まえまして、答申案を修正したいと思います。

次回の総会では、修正後の答申案をお示しし、修正部分を中心に皆様に御確認いただければと考えています。その際、本日と同じように率直なやりとりを行っていただくため、次回も非公開の起草会合として開催したいと存じますが、これは皆様、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○委員

ありがとうございます。

それでは、次回の総会も起草会合として開催します。今月中の答申の取りまとめに向けて、引き続き皆様の御協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容は、この後、記者会見で御紹介します。

次回の総会は、また改めて事務局から御案内します。

なお、情報管理の観点から、大変恐縮ですが、本日の資料はこの場に残していただければと思います。本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

[閉会]